

あけまして
おめでと
うございます



村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上 行雄
税理士 村上 慎一
〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766(24)2030(代)
FAX 0766(24)2160
http://murakami.zei-mu.com

1月

(睦月) JANUARY

1日・元旦 8日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

ワンポイント お酒の消費量日本一は？

1月はお酒を飲む機会が多く、飲みすぎに注意したいところですが、国税庁の平成16年度分都道府県別酒類販売（消費）状況によると、成人1人当たり年間消費数量の上位は、東京が120.4%でトップ、2位が高知の109.2%で、以下、大阪、新潟、秋田の順。ちなみに全国平均は88.5%となっています。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分） 1月10日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合 1月22日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等） 1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告 1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
（年3回の場合） 1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出 1月31日

知っておくべき

相続の基礎知識

相続という言葉はよく見聞きしますが、法律が定める相続の規定について、正しく理解している人は少ないようです。今回は、法律（民法）の定める相続についての基本的な部分について確認してみたいと思います。

1 相続人と相続分

(1) 相続とは

相続とは、故人（被相続人）が生前に持っていた財産上の権利義務を、相続人が包括的に承継することとされています。相続は被相続人の死亡した瞬間に発生します。旧法の認めていた隠居等では相続は発生しません。

(2) 相続人

民法は、相続人を配偶者と血族相続人の二種類と定めています。血族とは、血の続いた親族を言いますが、養子は血族としての地位を持ち、実子と同様に取り扱われます。相続人となる血族は、直系卑属

相続が発生すると、遺産は法定相続分等の割合で共同相続人間で共有することになります。その後、通常は遺産分割によりこれを各相続人に具体的に分割することになります。遺産分割を行うと、分割した遺産は相続開始のときにさかのぼって、各相続人の単独所有に移ります。

（子、孫、ひ孫等）、直系尊属（親、祖父母、曾祖父母等）、および兄弟姉妹の三種類です。この血族には相続順位があり、まず第一順位が子です。第一順位が全くない場合、次に第二順位の直系尊属（まず親、親がいなくときは祖父母とさかのぼる）。第二順位もいなくときに、第三順位の兄弟姉妹が相続人となります。

被相続人の配偶者は、常に相続人となります。

(3) 代襲相続

本来、相続人であった子や兄弟姉妹が、相続開始前に死亡していた場合には、それらの子が相続人となります。これを代襲相続といいます。もし、子が死亡していたら孫が相続できることとなります。ただし、兄弟姉妹の場合は、代襲相続は一代限り（被相続人の甥、姪まで）となります。

なお、法定相続人が誰もいない場合は、最終的に国庫に帰属することになります。

(4) 養子

養子は人為的につくられた親子関係です。養子関係は、婚姻と同様に役所への所定の届出により行う縁組によりその効力が発生します。養親子は、相互に相続権および親族的扶養義務を負います。同時に、養子と養親の血族との間にも親族関係が発生します。なお、養子縁組の当事者は、協議離婚と同様に、話し合いで離縁することができます。離縁がなされれば、ほぼ従前の関係に戻ります。

(5) 相続分

相続分とは、相続財産全体に対する配分の割合をいい、民法は、以下のとおり相続分を定めています。

配偶者と子が相続人の場合
…相続分は各二分の一。

配偶者と直系尊属が相続人の場合…配偶者三分の二、直系尊属三分の一。

配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合…配偶者四分の三、兄弟姉妹四分の一。

子、直系尊属または兄弟姉妹が複数いる場合は、各人の相続分は等しいものとする。

非嫡出子は嫡出子（婚姻関係にある男女間に出生した子）の二分の一とし、また父母の

一方のみの兄弟姉妹（半血兄弟）は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

代襲相続人の相続分の合計は、被代襲者（死亡していた相続人）の受けるべきであった相続分と同じとする。

2 遺産分割

(1) 単純承認、相続放棄

相続は自然承認の形をとっています。すなわち相続人は、相続開始を知った時から三ヶ月以内に「相続の放棄」または「限定承認」をしない限り、相続を「単純承認」したことになります。したがって、相続財産よりも相続債務の方が多い場合には、前記の期間内に家庭裁判所に対して相続放棄の手続きを単独で行うことができます。放棄した者は初めから相続人でないものとされます。すると次順位の者が相続人に浮上します。

その結果、被相続人が多額の借金を残したことが明らかな場合には、第三順位まで含めた相続人が全員放棄の手続きをしないと誰かがとんでもない貧乏くじを引くこ

とになるので注意が必要です。

(2) 遺産分割

遺産を配分する方法には優先順位があります。まず、遺言があればこれに従います。二番目に、遺言がなければ相続人全員で協議して決めます。これを分割協議といえます。法定相続分は参考程度です。この協議が整わなければ家庭裁判所に持ち込んで調停や審判に委ねることになります。

一般の相続の七〇八割以上が分割協議によるといわれ、遺言はまだ少数派となっています。

なお、遺言があっても、法定相続人や受遺者の全員が、これ以外の配分の方法による遺産分割に合意した場合には、実務上それが認められています。民法のどこにもそのような規定はありませんが、無理に遺言を強制してもしかたがないということのようです。

分割協議が成立すれば、通常は遺産分割協議書にその内容を記載して相続人全員が署名捺印します。一人でも反対者がいる場合は協議分割は不成立となり、家庭裁判所行きとなるわけです。こうなると、家族の絆にもヒビが入ってしまい

ます。このようなことが予想される場合には、あらかじめ遺言を書きしておくべきでしょう。

分割協議に関し書面（遺産分割協議書）の作成は法律上必ずしも必要ではありませんが、後日のトラブル防止や諸手続きのために作成するのが通常です。不動産を相続登記する場合には必要になりますし、また相続税の申告の際にも必要になります。

相続人の中には、諸般の事情からあえて遺産の取得を希望しない人もいます。その意思を表すために家庭裁判所に相続放棄の手続きをするケースもあるようです。しかし、他の方法として、当人に遺産の配分がないと記載されている遺産分割協議書に押印する方法もあります。実務上、大半はこれにより事実上の相続放棄を行っています。

3 遺言

(1) 遺言の種類

遺言の形式は次の三種類に限定されています。

自筆証書遺言…その全文、日付、氏名を自書したうえで、

押印する。

公正証書遺言…公証役場の公証人に遺言書を作成してもらう方法です。確実な遺言が残せます。

秘密証書遺言…内容を誰にも知らせない状況で作成。自書である必要はなく、ワープロなどで作成してもよいが、欠点が多く、現実にはほとんど利用されていません。

(2) 遺留分

遺言による財産処分は、法定相続分に優先して適用されます。しかし、被相続人の遺言により、相続において財産を何ももらえないか、つたり、わずかな財産しかもらえない相続人が出るなど不公平が生じることがあります。そこで、相続財産のうち一定割合だけは相続人に保証しようという制度として遺留分の制度があります。遺留分の割合は、法定相続分の二分の一で、兄弟姉妹には遺留分はありません。また、相続人でない者に全財産を与える遺言をしていた場合には、配偶者が全財産の二分の一の遺留分をもちます。

こころを病む30代

社会経済生産性本部が昨年4月に実施した調査によると、6割を超える企業でうつ病などの「心の病」を抱える会社員が増加する傾向にあり、なかでも病を発症しているのは30代が61%と他の年齢層に比べ突出しています。

これまで、うつ病を発症しやすいと言われていた人の共通項は、几帳面で人付き合いが良く、部下の信頼も厚い、責任感が強く、職責をまっとうするといったタイプですが、反面、何もかも自分で抱え込むという欠点もあり、今の50代以上でうつ病を発症する人は、ほとんどこのタイプに当てはまります。

ところが、今の30代はまったく違うタイプの「うつ病」で通院する人が多いそうです。比較的軽症のうつ病です。責任ある立場になったり、正念場が近づいたりすると、突然、発症するケースが散見されます。入院するとすぐに治ってしまうことも多く、はたからは逃げているようにしか見えない「逃避型抑うつ」という名称もあるほどです。

つ」という名称もあるほどです。

今の30代は非常に速いスピードで晩婚化が進んだ世代で、この世代の非婚率は5割に迫る勢いで急増中です。フリーター、ニートの立場に止まる人も増えています。正社員で働いている人のなかにも、どこかに「自分はこんなことをしているべき人間なのだろうか」といったような気分を引きずっているようです。男女を問わず、突然、会社を辞めて留学するといった自分探しを続ける人が少なくありません。30代というのは、今も昔も社会的には後戻りの困難なラインとして存在します。否応なしに自己決定することを期待されてしまう年齢で、会社から中堅としての責任ある仕事と振る舞いを期待されるはずで

ところが、当の30代はもう少し自己確立に時間をかけたいという思いもあり、そんな重責を担わされても困ると感じていることが多いようです。しかし、転職しようにもどんどん選択肢は少なくなっていくため、焦燥感だけが強くなって精神的に追い詰められる人が多いようです。

経済の基本構造

アイルランドは、つい最近まで「ヨーロッパで最も貧しい国」と言われてきました。80年代まで失業率が17%前後で、消費者物価上昇率は2ケタというスタグフレーションに苦しみ、IRAの爆弾テロなどの暗いイメージがつきまとっていましたが、同国の一人当たり国内総生産が、最近日本を抜きました。いまや日本より豊かな国となったのです。

過去の数字と比べると、変化の大きさに驚かされます。95年における日本の一人当たり国民所得は3万1,658ドルで、主要国のなかではトップでした。アメリカが2万4,341ドル、アイルランドは1万4,871ドルでしかありませんでした。

それから8年たった2003年、日本の一人当たり国内総生産は3万3,727ドル、アイルランドは3万8,416ドルとなりました。20世紀型の産業構造では、小国は不利ですが、21世紀の産業の中心は日本にも活路が見い出せるソフトウェア産業です。

重要なのは利益率

日本経済は低迷期をようやく脱した、との見方が広がっています。確かに、多くの企業は一時の業績低迷からは脱出したようです。しかし、「日本企業の体質が改善されたから増益になった」というよりは、「需給逼迫で価格引き上げができたから増益になった」のではないのでしょうか。

重要なのは利益額そのもの（あるいは増加率）ではなく、「利益率」です。利益率を見ると、日本企業の体質が改善されていないことは明らかです。企業収益が回復したといっても、鉄鋼をはじめとする古いタイプの資源・素材関連産業が、一時的要因で息を吹き返しただけのこともありません。増益は一部の業種に偏っており、しかも企業業績回復は、世界経済の循環的・需給的な要因によるもので構造的・需給的な要因にはありません。循環的・需給的・一時的要因は、いずれは逆転するかもしれません。